

第35回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都港区新橋一丁目12番9号
AP新橋 4階 Dルーム
（新橋プレイス）

目次

第35回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役4名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	11
計算書類	28
監査報告書	38

議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後6時まで

- 本株主総会終了後、同会場にて「決算説明会及び中期経営計画説明会」（質疑応答を含め30分程度）を開催いたします。お時間の許す株主様におかれましては、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。



株式会社 ケアサービス

証券コード：2425

証券コード 2425
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目2番3号
株式会社 ケア サービス
代表取締役社長 福原 俊晴

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権の行使についてのご案内」(3～4ページ)に記載の方法に従って、2026年6月22日(月曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

当社ウェブサイト <https://www.care.co.jp/ir/stock/meeting>



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



※東京証券取引所ウェブサイトでご確認いただく場合は、上記ウェブサイトアクセス後、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

記

1. 日 時 2026年6月23日(火曜日) 午前10時
(受付開始時間は午前9時30分となっております)
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目12番9号 新橋プレイス
A P新橋 4階 Dルーム
3. 目的事項
報告事項 第35期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

4. その他の決定事項

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載いたします。
 - ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な事業所
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な借入先の状況
- ・ その他会社の現況に関する重要な事項
- ・ 責任限定契約の内容の概要
- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ・ 社外役員に関する事項
- ・ 株式の状況
- ・ 新株予約券等の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・ 会社の支配に関する基本方針
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 会計監査人の監査報告書
- ・ 監査役会の監査報告書

議決権の行使についてのご案内

「株主総会参考書類」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月22日（月）
午後6時までに到着



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日（月）
午後6時まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

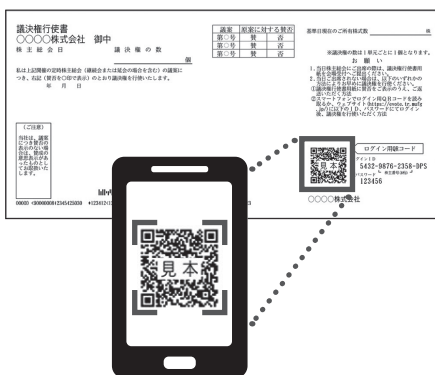
2026年6月23日（火）
午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



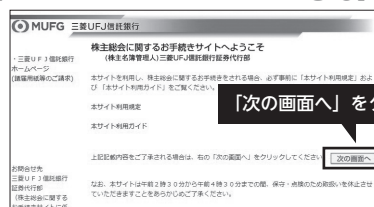
- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分までの間はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題として位置付けており、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

第35期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、株主の皆様への還元強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 22円00銭
配当総額 83,450,246円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月24日

第2号議案 取締役4名選任の件

2026年3月31日付をもって取締役木高毅史氏が辞任により退任し、また本株主総会の終結の時をもって取締役4名が任期満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1.

ふくはら
福原

としはる
俊晴

(1979年3月1日生)

■ 所有する当社の株式数 : 547,563株
■ 取締役在任年数 : 12年
■ 取締役会出席状況 : 17回/17回 (100%)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

2004年11月	株式会社レグス (現 株式会社C L ホールディングス) 入社	2017年4月	株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル 代表取締役社長
2010年1月	当社入社	2019年2月	当社取締役執行役員経営企画部、経理財務部、人事部、総務部管掌
2011年7月	当社経営企画本部マネージャー	2019年4月	当社常務取締役常務執行役員経営企画部、経理財務部、人事部、総務部管掌
2013年12月	当社経営企画部長	2019年5月	当社代表取締役社長 (現任)
2014年6月	当社取締役執行役員経営企画部長	2021年6月	上海福原護理服務有限公司董事長
2014年12月	当社取締役執行役員経営企画部門長		
2015年11月	当社取締役執行役員サポートセンター長		

■ 取締役候補者とした理由

福原俊晴氏は、当社において経営企画部門を歴任したほか、人材事業や海外事業の立ち上げに尽力し、2019年、当社代表取締役に就任以降、中長期的な経営方針を示し経営全般を統括しております。当社創業の精神や業界の知見を深く有する同氏が培った経験や見識は、今後の当社の事業成長と企業価値向上のために不可欠であると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

■ 取締役候補者と当社の関係 : 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

ふく はら はな え
2. 福原 花枝 (1982年8月20日生)

■ 所有する当社の株式数 : 一株
■ 取締役在任年数 : 一年

新任

■ 略歴、当社における地位及び担当

2006年4月	コンサルティング事業個人事務所開設	2025年7月	当社入社 事業開発部門
2014年4月	株式会社麻生入社 グループ新規事業開発部門	2026年3月	当社執行役員 (現任)
2016年11月	エルゼビア・ジャパン株式会社入社 ソリュー ション部門		

■ 取締役候補者とした理由

福原花枝氏は、これまでに経営者としての当事者意識を持って複雑な市場ニーズを的確に捉え、前職にて事業開発や事業戦略、マーケティング戦略の立案・実行してきた経験を有しております。根拠に基づいた緻密な分析力と、国内外での実践的な経営感覚をもって、当社の新規事業開発や事業戦略をはじめ、ガバナンス体制の強化など幅広く尽力いただけると判断し、取締役候補者いたしました。

■ 取締役候補者と当社の関係 : 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

ふじ よし まさ おみ
3. 藤好 優臣 (1944年3月13日生)

■ 所有する当社の株式数 : 7,512株
■ 取締役在任年数 : 10年
■ 取締役会出席状況 : 17回/17回 (100%)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1974年2月	監査法人中央会計事務所入所	2016年6月	当社社外取締役 (現任)
1979年6月	藤好公認会計士事務所開設 代表 (現任)	2024年7月	藤好税理士法人開設 代表社員会長 (現任)
2005年6月	当社監査役		

■ 重要な兼職の状況 : 藤好公認会計士事務所 代表
藤好税理士法人 代表社員会長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤好優臣氏は、公認会計士としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会において積極的に発言され、株主や投資家の立場に立った率直かつ実効性の高いご意見をいただいております。今後も当社企業価値の向上に向け、独立した立場からの適切な助言と監督機能を発揮していただけるものと期待し、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。

■ 社外取締役候補者と当社の関係 : 同氏は社外取締役候補者であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定は無く、過去2年間に受けていた事実もありません。同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。同氏は、当社または当社の特定関係事業者ではなく、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったことはありません。

候補者番号

その べ ひろ し

4. 園部 洋士 (1965年2月12日生)

■ 所有する当社の株式数 : 8,797株
■ 取締役在任年数 : 4年
■ 取締役会出席状況 : 15回/17回 (88%)

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1992年4月	最高裁判所司法研修所入所	2016年3月	日本管理センター株式会社 社外取締役監査等委員
1994年4月	弁護士登録	2016年6月	東京鐵鋼株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)
1994年4月	須田清法律事務所入所	2016年6月	当社社外監査役
2001年10月	林・園部・藤崎法律事務所 (現 至高法律事務所) 開設 代表弁護士 (現任)	2017年3月	株式会社レッグス (現 株式会社C Lホールディングス) 社外取締役 (現任)
2010年3月	日本管理センター株式会社 社外監査役	2019年3月	株式会社PALTEK監査役
2013年3月	株式会社レッグス (現 株式会社C Lホールディングス) 社外監査役	2022年6月	当社社外取締役 (現任)
2014年6月	東京鐵鋼株式会社社外監査役		
2016年3月	株式会社PALTEK社外取締役		

- 重要な兼職の状況： 至高法律事務所 代表弁護士
株式会社C Lホールディングス 社外取締役
東京鐵鋼株式会社 社外取締役監査等委員

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

園部洋士氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な専門的知見に加え、他の複数社での社外取締役の経験を活かし、取締役会において法的リスクや根拠を明示しながら、客観的な視点から会社として取るべき行動を論理的にご指摘いただいております。今後も当社企業価値の向上に向け、独立した立場からの冷静かつ実効性の高い助言をいただけるものと期待し、引き続き同氏を社外取締役候補者としていたしました。

- 社外取締役候補者と当社の関係： 同氏は社外取締役候補者であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定は無く、過去2年間に受けていた事実もありません。同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。同氏は、当社または当社の特定関係事業者ではなく、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったことはありません。

※ 1. 取締役との責任限定契約について

当社は、現在、社外取締役藤好優臣氏、社外取締役園部洋士氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、社外取締役2氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

※ 2. 取締役との役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者(取締役)が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けることによって、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

※ 3. 当社は、藤好優臣氏及び園部洋士氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届出ております。2氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

※ 4. 所有する当社の株式数は2026年3月末日現在のものであります。

※ 5. 所有する当社の株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 阿部博氏が辞任により退任しますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、日詰祐子氏は阿部博氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案つきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ひ づめ ゆう こ
日詰 祐子 (1960年7月28日生)

■ 所有する当社の株式数： 一株
■ 監査役在任年数： 一年

新任

■ 略歴、当社における地位

1990年9月	プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社入社	2008年11月	税理士法人トーマツ入社
1992年3月	日本SGI株式会社(現 株式会社日本HP)入社	2012年11月	コミュニティワン株式会社(現 株式会社東急コミュニティー)入社
2003年8月	ノベル株式会社(現 マイクロフォーカスエンタープライズ株式会社)入社	2014年11月	当社入社 法務担当
2004年7月	メディア・グループ・ソリューション株式会社入社	2023年6月	当社監査役
		2025年6月	当社法務担当(現任)

■ 重要な兼職の状況：該当なし

■ 監査役候補者とした理由

日詰祐子氏は、事業法人において、主に法務、コンプライアンス等の分野における豊富な経験と知見を有しており、当社の実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

■ 監査役候補者と当社の関係： 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

※1. 監査役との責任限定契約について

当社は、現在、監査役3名との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、日詰祐子氏が選任された場合には、当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

※2. 監査役との役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者(監査役)が負担することになる会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けることによって、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

※3. 所有する当社の株式数は2026年3月末日現在のものであります。

【ご参考】本総会終了後の経営体制（予定）について

当社の企業理念及び経営計画等に照らして、取締役会が意思決定及び経営の監督機能を発揮するために必要なスキル（経験・知識・能力等）を特定しました。取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性を発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

氏名	スキル	企業経営	業界知見	財務会計	金融M&A	人事労務	法律・ガバナンス	グローバル	DX・IT
代表取締役社長 福原 俊晴		○	○		○			○	
取締役 福原 花枝		○	○					○	○
社外取締役 藤好 優臣		○		○	○				
社外取締役 園部 洋士						○	○		○
常勤監査役 日詰 祐子							○	○	
社外監査役 福森 久美		○		○			○		
社外監査役 長沼 敏之		○	○			○		○	

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長引く物価高により個人の消費マインドは低調なもの、景気は小幅ながらも回復基調で推移しました。一方で、長期化するウクライナ情勢や緊迫化する中東情勢など、国際紛争による景気減速懸念は依然として高く、先行き不透明な状況が続いております。

介護業界におきましては、食材費や消耗品価格の高騰の影響に加えて、介護を必要とする高齢者に対し担い手が不足していることなどから人件費及び採用コストの上昇が続いており、特に介護人材の採用と定着は、引き続き介護事業者の大きな課題となっております。

このような状況の下、当社は「介護からエンゼルケアまで」の一貫したサービスを提供するための経営基盤の構築を図るとともに事業拡大に努めてまいりました。

主要サービスにおいては、季節変動要因によるサービス件数の減少のほか、各事業における地域の状況やサービス提供、従業員の過不足を総合的に勘案し、事業所の統廃合を進めたこと等の複合的な要因から、前期比で減収減益となりました。

一方で、中長期の安定的な事業成長のための体制構築、人材育成、業務環境の改善等、事業拡大のための取り組みの継続と、購買や仕入に関する総合的な検討によりサービス提供に必要な日用品や備品等の価格高騰による費用増加に対する対策を進めております。

当事業年度における国内既存事業所数につきましては、4事業所を開設、6事業所を閉鎖し、2事業所を統合移転し、合計111事業所となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高9,217百万円（前期比6.3%減）、営業利益131百万円（前期比75.3%減）、経常利益162百万円（前期比71.0%減）、当期純利益115百万円（前期比62.7%減）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。なお、当事業年度より非連結決算へ移行したため、前期との比較は行っておりません。

事業部門	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		増減	
	売上高(千円)	構成比(%)	売上高(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
在宅介護サービス事業	-	-	6,365,684	69.1	-	-
シニア向け総合サービス事業	-	-	2,851,542	30.9	-	-
合計	-	-	9,217,227	100.0	-	-

(在宅介護サービス事業)

当事業におきましては、主力サービスであるデイサービスでは利用者数の伸びが鈍化し、訪問入浴サービスでは従業員の人員不足による車両稼働台数の減少により、いずれも件数、売上高ともに減少しました。

当事業年度の事業所の出退店状況につきましては、デイサービスセンター1事業所、訪問入浴3事業所、訪問介護1事業所、福祉用具貸与販売1事業所を閉鎖し、居宅介護支援事業所2事業所を1事業所へ統合し移転しました。

(シニア向け総合サービス事業)

当事業におきましては、エンゼルケアサービスにおいて引き続き新規エリアへの出店を積極的に進めたことにより、4事業所開設した一方で、全国的に葬儀件数が減少した影響を受け、当社サービスの施行件数が減少したことにより減収となりました。

当事業年度の事業所の出退店状況につきましては、エンゼルケアサービス事業所を高知県高知市、神奈川県横須賀市、東京都中野区、佐賀県佐賀市に開設しました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は156百万円で、主なものは器具備品45百万円、事業用車両59百万円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、自己資金により所要資金を賄いましたので、特別な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分の状況
該当事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2023年3月期)	第 33 期 (2024年3月期)	第 34 期 (2025年3月期)	第 35 期 (2026年3月期) (当 事 業 年 度)
売 上 高 (千円)	9,164,321	9,573,037	9,841,014	9,217,227
経 常 利 益 (千円)	509,015	564,272	558,905	162,344
当 期 純 利 益 (千円)	357,436	379,029	308,592	115,095
1株当たり当期純利益 (円)	94.23	99.92	81.35	30.34
総 資 産 (千円)	3,531,372	3,882,086	4,110,674	3,866,042
純 資 産 (千円)	2,340,955	2,666,865	2,914,741	2,953,973

(注) 当事業年度より非連結決算へ移行したため、第34期以前につきましても、単体ベースの数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はございません。なお、上海福原護理服務有限公司は、2025年10月29日付で清算終了いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 当社を取り巻く事業環境

当社が所属する国内の介護サービス産業は、超高齢社会の進行に伴い、今後も市場規模は拡大傾向が続くと予想されます。このような経営環境に対応するために、当社では東京首都圏エリアを中心とした都市部への在宅介護サービスのドミナント戦略を進めてまいります。東京首都圏エリアは、在宅介護サービスのニーズが高いことに加え、人口密度が高く集客効率性が良いことから、当社では引き続き東京23区を中心に、各在宅介護サービス間の連携を高め、地域のニーズに合った介護サービスの拡充と拠点の適切な出店を進めてまいります。しかしながら、事業所の出店においては、3年ごとに改正される介護保険法の動向と、地域データや人口動態、テナント賃料、建設コストの推移を見極めながら判断を行っており

ます。

また、創業期より最期の介護と位置付け、お亡くなりになった方への湯灌やメイクを行うエンゼルケアサービスが所属する国内の葬祭サービス産業においても、高齢者人口の増加に伴い、葬儀件数も拡大傾向にあります。一方で、核家族化や単身世帯などの家族形態が多様化しており、葬儀形式も変化しております。今後も引き続き市場動向を精査しながら、将来的な葬祭サービス市場の拡大に対応するための体制構築とともに、新たなサービスの開発に努めてまいります。

②人材の採用と定着

国内のあらゆる産業において、従事する人材の採用が年々難しくなっており、当社においても成長拡大にむけて、従事するケアワーカーの確保と定着は、引き続き大きな経営課題となっております。当社では、採用機能の強化に加えて、給与水準の引き上げ、優秀な従業員の育成・定着のために職能や経験に応じたキャリアパスや、各種手当を拡充するほか、労働市場の変化にも適切に順応を図っております。また、女性従業員が約6割を占める当社においては、女性の働き方支援や職場環境を整備することで、経験を持った優秀な人材が当社で長期に渡って働き続けるための仕組み作りを推進しております。

③コスト構造の変化

昨今のインフレと世界情勢の変化に伴う物価及びエネルギー費用の高騰は、国内のあらゆる産業において非常に大きな経営課題であり、サービスを提供するための多くの車両や消耗品を取り扱う当社においても事業利益を押し下げる要因となります。当社では経費管理の厳格化や調達先の見直しなども随時行うとともに、業務オペレーションの見直しによる従業員の労働時間の最適化、ICTやAIの活用による事務効率化などを実行しながら、コスト増加を極力最小化してまいります。

今後も引き続き、株主や投資家の皆様との対話や、IR・広報活動の充実、内部統制の整備を通じて、社会からさらに厚い信頼を得ることができるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

部 門	主 要 サ ー ビ ス
在宅介護サービス事業	通所介護サービス、認知症対応型通所介護サービス、訪問入浴サービス、訪問介護サービス、居宅介護支援サービス、福祉用具貸与サービス、特定福祉用具販売サービス、訪問看護サービス、配食サービス、小規模多機能型居宅介護サービス及びこれらの介護予防サービスを提供しております。
シニア向け総合サービス事業	湯灌サービス、CDCサービス、クリーンサービス、シニア向け施設紹介サービスを提供しております。

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

区 分	所 在 地
本 社	事務所 (東京都大田区)
在宅介護サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ○デイサービス (東京都：大田区8、品川区2、目黒区1、世田谷区4、杉並区3、練馬区3、板橋区3、豊島区1、北区1、足立区4、荒川区1、葛飾区1、墨田区1、江戸川区2、江東区2、調布市1、三鷹市1、武蔵野市1、西東京市1) ○認知症対応型デイサービス (東京都：大田区2、杉並区1) ○訪問入浴 (東京都：大田区2、品川区1、世田谷区1、杉並区2、練馬区1、板橋区2、豊島区1、足立区1、江東区1) (神奈川県：横浜市港北区1、横浜市南区1) (埼玉県：川口市1) ○訪問介護 (東京都：大田区1) ○居宅介護支援 (東京都：大田区3、世田谷区3、杉並区2、板橋区2、足立区1、江東区2) ○福祉用具貸与・特定福祉用具販売 (東京都：大田区1、杉並区1) ○訪問看護 (東京都：江東区1) ○小規模多機能型居宅介護 (東京都：大田区1) ○配食サービス (東京都：大田区1)
シニア向け総合サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ○湯灌サービス (山形県1、福島県1、新潟県3、茨城県1、東京都4、神奈川県5、埼玉県2、千葉県4、静岡県1、愛知県1、大阪府1、鳥取県1、島根県1、高知県1、福岡県1、佐賀県1) ○CDCサービス (東京都2、神奈川県1) ○グリーンサービス (東京都1)

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,024名	16名減	41.9歳	8.0年

(注) 上記従業員のほか、387名の臨時従業員が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はございません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	福原敏雄	
代表取締役社長	福原俊晴	
取締役	木高毅史	
取締役	藤好優臣	藤好公認会計士事務所 代表 藤好税理士法人 代表社員会長
取締役	園部洋士	至高法律事務所 代表弁護士 株式会社CLホールディングス 社外取締役 東京鐵鋼株式会社 社外取締役監査等委員
常勤監査役	阿部博	
監査役	福森久美	公認会計士福森久美事務所 代表 日本ラッド株式会社 社外監査役 ブロードマインド株式会社 社外取締役
監査役	長沼敏之	株式会社SWAMP 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 藤好優臣及び取締役 園部洋士の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 福森久美及び監査役 長沼敏之の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 福森久美氏は、長年にわたり公認会計士、税理士としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 藤好優臣、取締役 園部洋士、監査役 福森久美及び監査役 長沼敏之の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2026年3月31日をもって、取締役 木高毅史氏は、辞任により退任いたしました。
6. 日詰祐子氏は、2025年6月24日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
7. 2025年6月24日開催の第34回定時株主総会において、阿部博氏、福森久美氏、長沼敏之氏が監査役に選任され就任いたしました。
8. 社外役員の独立性に関する基準
当社は招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性については、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、任意の指名・報酬委員会において、担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社や社会情勢等を総合的に勘案して作成することとしており、取締役会では基本的にその答申を尊重しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において、取締役は150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は0名）です。監査役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち社外監査役は1名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬については、取締役会決議に基づき設置した任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重し代表取締役社長 福原俊晴にその具体的内容の決定を委任するものとしております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外役員も構成員とする任意の指名・報酬委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。なお、当社の取締役の報酬は固定報酬のみで構成されております。

また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	69 (7)	69 (7)	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12 (5)	12 (5)	—	—	4 (2)

(注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。

2. 当事業年度末の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。上記監査役の員数と相違しておりますのは、2025年6月24日をもって、任期満了により退任した日詰祐子氏を含んでいるためであります。

⑤ 業績連動報酬に関する事項

該当事項はございません。

⑥ 非金銭報酬の内容

該当事項はございません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 藤好優臣、社外取締役 園部洋士、監査役 阿部博、社外監査役 福森久美及び社外監査役 長沼敏之の5氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けることによって、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

取締役 藤好優臣氏

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係

取締役 藤好優臣氏は、藤好公認会計士事務所の代表、藤好税理士法人の代表社員会長を兼務しております。藤好公認会計士事務所、藤好税理士法人と当社は、取引その他特別な関係はございません。

② 当期における主な活動状況

第35期に臨時開催を含め17回開催した取締役会のうち17回すべてに出席し、1回開催した任意の指名・報酬委員会に出席し、主に会計士・税理士として培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づいて、意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な取締役会の意思決定に寄与しております。

取締役 園部洋士氏

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係

取締役 園部洋士氏は、至高法律事務所の代表弁護士他に株式会社CLホールディングスの社外取締役、東京鐵鋼株式会社の社外取締役監査等委員を兼務しております。

至高法律事務所、株式会社CLホールディングス、東京鐵鋼株式会社と当社は、取引そ

の他特別な関係はございません。

② 当期における主な活動状況

第35期に臨時開催を含め17回開催した取締役会のうち15回に出席し、1回開催した任意の指名・報酬委員会に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と専門的知見と幅広い見識に基づいて、意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な取締役会の意思決定に寄与しております。

監査役 福森久美氏

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係

監査役 福森久美氏は、公認会計士福森久美事務所の代表の他に日本ラッド株式会社の社外監査役、ブロードマインド株式会社の社外取締役を兼務しております。

公認会計士福森久美事務所、日本ラッド株式会社、ブロードマインド株式会社と当社は、取引その他特別な関係はございません。

② 当期における主な活動状況

第35期に臨時開催を含め17回開催した取締役会のうち16回に出席し、13回開催した監査役会は13回すべてに出席し、1回開催した任意の指名・報酬委員会に出席し、主に会計士・税理士としての専門的知見を有するばかりでなく、事業法人において経営に関与された経験もあり、経営に有益な助言・提言を行い、また適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。

監査役 長沼敏之氏

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係

監査役 長沼敏之氏は、株式会社SWAMPの代表取締役社長を兼務しております。株式会社SWAMPと当社は、取引その他特別な関係はございません。

② 当期における主な活動状況

第35期に臨時開催を含め17回開催した取締役会のうち17回すべてに出席し、13回開催した監査役会は13回すべてに出席し、1回開催した任意の指名・報酬委員会に出席し、上場企業の経営における豊富な経験と知見に基づき経営に有益な助言、提言を行い、また適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。

3. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,200,000株 (自己株式406,807株を含む)
- (3) 株 主 数 4,603名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 友 愛	1,662,800	43.83
福 原 俊 晴	542,200	14.29
ケ ア サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会	148,900	3.92
MSIP CLIENT SECURITIES	75,100	1.97
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	66,400	1.75
楠 田 卓	45,000	1.18
ケ ア サ ー ビ ス 役 員 持 株 会	34,600	0.91
宮 越 ず え	30,500	0.80
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	26,400	0.69
古 谷 洋 作	26,000	0.68

- (注) 1. 自己株式 (406,807株) は上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

4. 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、監査体制及び監査項目を検討した結果、当社の規模、複雑性、リスクに照らし、監査報酬額は妥当な額であると同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるとき、または当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人を解任または不再任とするための法令に定められた手続きをとる方針であります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び従業員が職務執行において遵守すべき事項を定める「企業理念」、「行動指

針」及びそれに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」を制定し、周知徹底を図っております。また、「内部通報に関する規程」に基づきコンプライアンスに関する相談、通報を受け付ける内部通報制度を設置し運用しております。

内部監査部門は業務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、代表取締役社長へ報告しております。また、毎年活動状況を取締役に報告しております。その他に必要な応じて管掌取締役及び監査役に報告を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書、その他取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に従い適切に保管及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社全体のリスク管理を統括する組織として、「リスク管理規程」に基づき、各部門の所管業務に付随する様々なリスクの管理は主管責任部署が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築しております。

財務報告の信頼性に係るリスクの管理については、内部監査部門が各部門をモニタリングし、代表取締役及び監査役会へ報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月に1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項については事前に各種会議体で審議した上で、決議機関に上程することで職務執行の効率性を確保しております。取締役会の決定に基づく業務執行については「職務権限規程」に従い、所属長がその責任範囲と権限において執行しております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を構成する子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

当社は、監査役が必要とした場合、監査役を補助する従業員を置くものとし、その人選については取締役会と協議するものとします。また、監査役は必要に応じて内部監査部

門に調査を依頼することができます。

⑦ **監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動、評価及び懲戒については、監査役会の同意を必要としております。

⑧ **取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するため重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることができます。また、代表取締役と適宜意見交換を行い、意思の疎通を図るほか、適切な報告体制を確保しております。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

内部監査部門は、監査の方針・計画等について監査役と事前協議を行い、また、監査に関する情報交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。

⑩ **財務報告の信頼性その他適正な内部統制を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、不備が発見された場合は是正処置を講じております。また、「内部統制の4つの目的」として挙げられる他の3つの目的（業務の有効性及び効率性、法令等の遵守、資産の保全）等について、業務執行側として取り組むために「内部統制」を整備・運用し、ガバナンス体制の強化を推進しております。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

当社は、「反社会的勢力等対応規程」に基づき、社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とは、いかなる取引も行わない方針を堅持しております。

代表取締役が命ずる者は、警察及び関連団体等との連携に努めており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を進めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が、現状の法令、社会環境、当社を目指すべき方向性に沿った行動が遵守できるよう、「企業理念」、「行動指針」及びそれに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」の部分修正を適宜行っております。また、「内部通報に関する規程」に基づき、内部監査部門を窓口とした、コンプライアンスに関する相談、通報制度の運用を行っております。

内部監査部門は作成した内部監査計画書に基づき、その結果を代表取締役社長へ報告しております。また、毎年活動状況を取締役会に報告しております。その他に必要な応じて管掌取締役及び監査役会に報告を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書類等をはじめとする取締役執行上の各種情報について、「文書管理規程」に従い適切に保管及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査部門による内部監査及び会計監査人による適時の監査により、法令、定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行や事象が発見された場合には直ちに、代表取締役に報告し適切な危機管理を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき定時、または臨時に取締役会を開催しております。また、効率的な職務の執行が行えるよう、取締役間の情報共有を加速するために毎週数回の会議を開催しております。

業績のタイムリーな把握については、デイリーレポートを通じて迅速に報告されております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を構成する子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

該当事項はございません。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

該当事項はございません。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役の情報収集の体制として、取締役会、他社内の重要な会議へ出席し、代表取締役との意見交換の場を確保すること等に加え、取締役が決裁した社内稟議を監査役が閲覧することで監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性に努めております。また、適宜役員へのインタビューを行い取締役の業務執行状況の確認を間接的に行っております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門は、監査の方針・計画、内部統制システムの整備・運用状況に関する意見交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。また、監査役は会計監査人と定期的な会合を開催し情報交換を行っております。

⑩ 財務報告の信頼性その他適正な内部統制を確保するための体制

全社経営方針と内部統制の4つの目的である「業務の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」に基づき、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行っており、不備が発見された場合は是正処置を講じてガバナンス体制の強化を推進しております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

「反社会的勢力等対応規程」を制定し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っております。既存取引先と過去に締結した契約内容を見直し「反社会的勢力」に関する事項についての条文に不足がある場合は、新たに契約書を締結し直すこと等も行っております。また、新規の取引についても、契約時に厳正なチェックを行い、反社会的勢力と取引を行わないこととしております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題として位置付けております。剰余金の配当等の決定につきましては、中長期的な事業計画に基づき、設備投資及び再投資のための内部資金を確保しつつ、株主に対する安定的な配当を実施することを基本方針としております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,141,777	流動負債	651,110
現金及び預金	1,674,551	買掛金	132,619
売掛金	1,289,688	リース債務	18,729
未収還付法人税等	89,524	未払金	12,017
その他の	88,684	未払費用	274,618
貸倒引当金	△670	未払法人税等	27,180
固定資産	724,264	賞与引当金	139,844
有形固定資産	240,608	その他の	46,100
建物	93,296	固定負債	260,958
工具、器具及び備品	48,628	リース債務	18,212
リース資産	32,844	退職給付引当金	242,686
その他の	65,839	その他の	60
無形固定資産	72,963	負債合計	912,068
その他の	72,963	純資産の部	
投資その他の資産	410,692	株主資本	2,953,973
長期貸付金	360	資本金	205,125
敷金及び保証金	194,823	資本剰余金	138,075
繰延税金資産	187,264	資本準備金	138,075
その他の	28,478	利益剰余金	2,759,045
貸倒引当金	△234	その他利益剰余金	2,759,045
資産合計	3,866,042	繰越利益剰余金	2,759,045
		自己株式	△148,271
		純資産合計	2,953,973
		負債純資産合計	3,866,042

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,217,227
売上原価	8,300,180
売上総利益	917,046
販売費及び一般管理費	785,290
営業利益	131,756
営業外収益	
受取手数料	1,650
受取利息	3,678
受取保険金	2,254
補助金収入	24,215
その他	904
営業外費用	
事故関連損失	1,397
支払の利息	561
その他	155
経常利益	162,344
特別利益	
関係会社清算益	9,570
特別損失	
事業所等閉鎖損失	3,610
減損損失	46,063
固定資産除却損	2,050
税引前当期純利益	120,190
法人税、住民税及び事業税	12,545
法人税等調整額	△7,450
当期純利益	115,095

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
				資本準備金	資本剰余金合計			
		繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	205,125	138,075	138,075	2,719,813	2,719,813	△148,271	2,914,741	2,914,741
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△75,863	△75,863		△75,863	△75,863
当 期 純 利 益				115,095	115,095		115,095	115,095
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	39,231	39,231	-	39,231	39,231
当 期 末 残 高	205,125	138,075	138,075	2,759,045	2,759,045	△148,271	2,953,973	2,953,973

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法

主な資産の耐用年数

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

①在宅介護サービス事業

主に契約で定められた介護保険法の適用を受ける通所介護サービス、訪問入浴サービス、居宅介護支援サービス、訪問看護サービス等の役務を履行義務としております。

これらの履行義務については、顧客との契約に基づき役務を提供する一定期間にわたり充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね2ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②シニア向け総合サービス事業

エンゼルケアサービス、クリーンサービス等の役務を主な履行義務としております。

これらの履行義務については、顧客との契約に基づき役務を提供する一定期間にわたり充足されると判断し、月締めで収益を認識しております。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 187,264千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社の取締役会によって承認された事業計画を基礎として課税所得を見積り、繰延税金資産を計上しております。

- ②主要な仮定 課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された翌事業年度の事業計画における主要な仮定は、デイサービスにおいては稼働率及び拠点数の増加、エンゼルケアサービス及び訪問入浴サービスは契約数です。
- ③翌事業年度の計算書類に与える影響 課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、②に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提としておりますが、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

2. 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

在宅介護サービス事業について、当事業年度末日現在、有形固定資産及び無形固定資産145,786千円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの事業所については減損の兆候があると判断し、減損損失の要否の検討を行い、当該事業所について減損損失の認識が必要と判断された固定資産46,063千円について減損損失を計上しております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

なお、キャッシュ・フローを生み出す最小単位は、事業所を基本単位としてグルーピングしております。

②主要な仮定

事業所における割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された事業計画における主要な仮定は、新規契約数及び稼働率です。

③翌事業年度の計算書類に与える影響 将来キャッシュ・フローの生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において減損損失を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、②に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提としておりますが、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,392,332千円

5. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社清算損

上海福原護理服務有限公司清算に伴い発生した9,570千円を関係会社清算益として特別利益に計上しております。

2. 減損損失

建物31,244千円、工具器具及び備品11,340千円、事業用車両3,478千円に関して投資の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の総数

普通株式 4,200,000株

2. 当事業年度末日における自己株式の総数

普通株式 406,807株

3. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	75,863	20.00	2025年3月31日	2025年6月25日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	83,450	利益 剰余金	22.00	2026年3月31日	2026年6月24日

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に介護事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。
なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、大部分が介護保険制度に基づく債権であり、相手先が保険者（市町村及び特別区）であるため、リスクは微小であります。一方、個人負担額及びエンゼルケア事業の債権については、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の信用状況を把握するとともに、債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期貸付金	360	352	△7
敷金及び保証金	194,823	160,429	△34,393
資産計	195,183	160,782	△34,401
リース債務（1年以内返済予定を含む）	36,942	36,694	△247
負債計	36,942	36,694	△247

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	352	—	352
敷金及び保証金	—	160,429	—	160,429
資産計	—	160,782	—	160,782
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	—	36,694	—	36,694
負債計	—	36,694	—	36,694

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利息の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	44,078千円
退職給付引当金	76,494千円
未払事業税	8,567千円
資産除去債務	14,713千円
未払社会保険料等	7,029千円
減損損失	23,003千円
繰延消費税等	3,736千円
税務上の繰越欠損金	7,492千円
その他	2,147千円
繰延税金資産小計	187,264千円
繰延税金資産合計	187,264千円
繰延税金資産の純額	187,264千円

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

	売上区分 (千円)			
	在宅介護サービス	シニア向け総合サービス	計	合計
通所介護	4,269,850	—	4,269,850	4,269,850
訪問入浴	1,096,379	—	1,096,379	1,096,379
居宅介護支援	451,722	—	451,722	451,722
訪問看護	61,423	—	61,423	61,423
エンゼルケア	—	2,629,177	2,629,177	2,629,177
クリーンサービス	—	200,398	200,398	200,398
その他	486,308	21,965	508,274	508,274
顧客との契約から生じる収益	6,365,684	2,851,542	9,217,227	9,217,227
外部顧客への売上高	6,365,684	2,851,542	9,217,227	9,217,227

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

2-4 「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 778円76銭
- 1株当たり当期純利益 30円34銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社ケアサービス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 口 真 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣 澤 英 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケアサービスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更に、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関して検証いたしました。なお、監査上の主要な検討項目については、会計監査人PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社ケアサービス 監査役会

常勤監査役 阿部 博 ㊟

監査役 福森 久美 ㊟

監査役 長沼 敏之 ㊟

(注) 監査役 福森久美及び監査役 長沼敏之の両氏は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

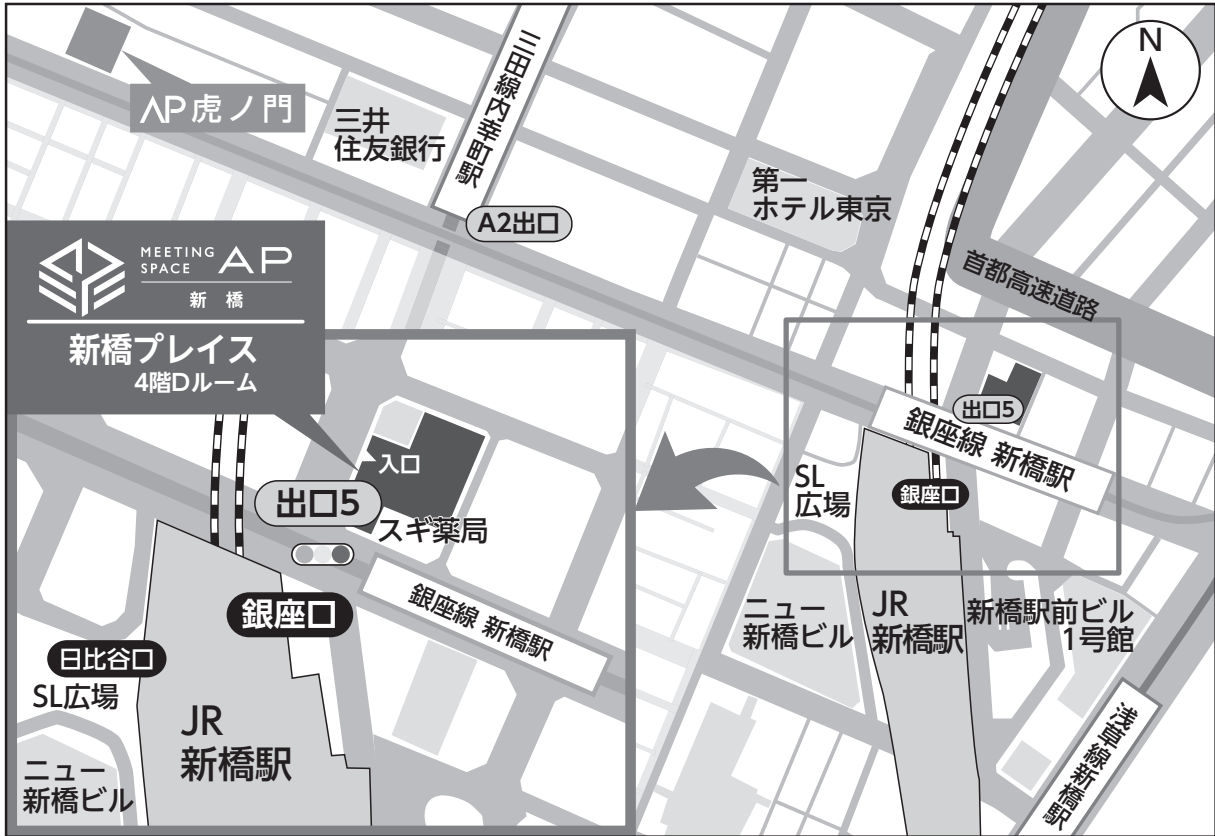
以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋一丁目12番9号

AP新橋 4階 Dルーム (新橋プレイス)



交通のご案内

- JR「新橋駅」銀座口 徒歩1分
- 東京メトロ銀座線「新橋駅」5番出口 すぐ
- 都営浅草線「新橋駅」5番出口 すぐ
- 都営三田線「内幸町駅」A2出口 徒歩4分

※お車でのご来場は、ご遠慮ください。